

今後の検討事項

1 運用基準関係

- 指定の対象となる事項の細目
- 指定の有効期間の基準
- 適性評価の実施基準
- 適性評価に関する個人情報の管理方法
- 公益通報者の保護 等

2 政令関係

- 指定に関する記録の作成方法(法第3条第2項)
- 行政機関の長による特定秘密の保護措置(法第5条第1項)
- 適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者(法第11条第7号)等

3 その他

- 第三者機関の設置・運営 等